

平成 15 年第 2 回定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

1 ごみ処理の広域化について

まず初めに、ごみ処理の広域化についてであります。5 月 22 日に道央地域ごみ処理広域化推進協議会が開催され、今後のごみ処理を共同して行うための体制や施設整備を図るための「ごみ広域処理施設整備基本方針案」が取りまとめられました。

この方針案では、計画期間を平成 15 年度から平成 26 年度までの 12 年間とし、中間処理施設については、第 1 次計画として平成 20 年度の供用開始を目指し焼却施設の整備を行い、第 2 次計画として資源物の再生利用施設の整備を進めることとしております。

さらに、構成市町間における広域協議や構成市町の既存施設の更新計画との整合性を図った上で、破碎施設、最終処分場等の整備についても検討することとされております。

また、ごみの排出抑制、減量・資源化については、住民および事業者の協力を得て、構成市町における平成 9 年度あるいは平成 10 年度の一人一日当たりの排出量の実績に対して、平成 22 年度で 10%、平成 26 年度で 15%の減量目標値を設定しております。

今後、6 月下旬に予定されております協議会主催の説明会等を通じ、市民への周知や理解を得てまいりたいと考えております。

2 森林の取得について

次に、森林の取得についてであります。仁井別川源流部の自然環境を保全するため、平成 11 年度からこれまでに 308 ヘクタールの森林を取得してまいりました。

今回さらに、仁別・三島地区の森林 258 ヘクタールを取得することについて地権者との協議が整いましたことから、今定例会に補正予算を提出させていただいたところであります。

これにより仁別・三島地区において、全体で 566 ヘクタールの森林を保有することとなりますことから、市民の森として守り、育てることを基本に、活用方策や保全、管理のあり方などについて、具体的な検討に取り組んでまいりたいと考えております。

3 一時保育事業について

次に、一時保育事業についてであります。多様化する保育ニーズにこたえるため、6月1日から新たに「すみれ保育園」において事業を開始いたしました。

この事業は、保護者が病気、事故、出産、子育ての精神的・肉体的負担などによって一時的に家庭での保育が困難なとき、または保護者のパート就労、職業訓練、就学などによって家庭での保育が困難なときにご利用いただくこととしております。

対象は、集団保育が可能となる1歳6カ月児から就学前の幼児で、保育時間は原則午前9時から午後5時までであり、緊急時や非定期的な保育ニーズに対応しているところであります。

4 雇用対策について

次に、雇用対策についてであります。緊急的な雇用の創出を図るため、緊急地域雇用創出特別対策交付金を活用して今年度は5事業の取り組みを進めているところであります。

この度、雇用創出効果が高く直接的な雇用対策に結びつく政策枠として1事業、また、新たに創設された中小企業の雇用維持を目的とする中小企業特別委託事業として1事業の実施が追加で認められました。

政策枠では就職支援のための求職者のセミナーやカウンセリングを行うとともに、企業へ求職者の履歴情報を提供する「雇用促進・就職支援対策事業」を、中小企業特別委託事業では不法投棄の回収処理を目的とする「不法投棄廃棄物撤去事業」をそれぞれ実施するため、今定例会に補正予算を提出させていただいたところであります。

これにより、今年度は緊急地域雇用創出特別対策事業として全体で7事業、予算総額4,196万8,000円を実施し、延べ2,110人日の新たな雇用を予定しております。

以上、申し上げ、行政報告といたします。